

2004年9月24日

各地区・県組織 御中

各直接加盟単組 御中

日本私大教連中央執行委員会

## 私立学校法の施行に関する文科省折衝等で確認された重要事項

日本私大教連はこの間、改正私立学校法施行に伴う文部科学省の「事務次官通知」及び「私学部長通知」、「寄附行為作成例改正通知」、「改正私立学校法Q & A」に関して、曖昧な内容や不明な点について数回にわたり文科省担当部局との折衝を行いました。

折衝で明らかになった重要な事項は以下のとおりです。

私立学校法改正に伴う寄附行為改定問題では、法改正の趣旨から逸脱し、「改正の趣旨は理事会権限の強化である」と強弁する私大理事会も出はじめています。日本私大教連が文科省との折衝で確認した事項を、寄附行為改訂問題に対する組合の取り組みのなかで、積極的にご活用ください。なお、先般お送りした「私立学校法の施行に関する文科省折衝の概要(まとめ)」は内部資料ですが、これについても参考にしてください。

### 1. 評議員会の位置づけについて

今回の改正は理事会と評議員会の関係を変えるものでなく、学校法人運営における理事会及び理事長の責任を明確にしたものである。

現在、寄附行為により評議員会の議決を必要としている事項を変更しなければならないということではない。

### 2. 監事の選任について

改正法では監事の選任について第38条の第4項において「監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めているが、評議員会の「同意」とは「議決」「承認」と同義語である。現在、寄附行為において「監事を評議員会で選任し、理事長が任命する」と定めている場合、例えば「監事は評議員会の議決(または承認)を得て理事長が選任する」と規定すれば適法である。

なお、参議院文教科学委員会委員の小林美恵子議員(日本共産党)より日本私大教連に対し、同議員が「監事の選任」について文科省に問い合わせた結果の連絡を受けています。内容は上記と同趣旨の文科省見解であったことを付記しておきます。

### 3．理事会の権限に関して

法改正の趣旨は、理事会及び理事長の権限の強化でなく、責任を明確にしたものである。理事会と評議員会などとの関係は従来と変わらない。

### 4．財務情報の公開に関して

閲覧を拒むことができる「正当な理由」の具体例として、「高等教育局私学部長通知」(平成16年7月23日付け16高私行第304号)において、「学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合」を挙げたが、利害関係人や組合が財務情報の内容について検討し、理事会(学校法人)に対して意見を述べることは、社会通念上当然のことであって「誹謗中傷」にあたるものではない。

今回の法改正は、財務情報公開に関して義務づけるべき最低限の内容を規定したものであり、各法人がより積極的な情報公開を進めるべきと考えている。財務書類のコピーを交付することなど、積極的な対応を進めることが望ましい。

財務資料の公開で、大学法人にあっては少なくとも学校会計基準で示すよう説明する。